国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則の一部改正

現行	改正	改正理由
目次	目次	
第1章 総則(第1条-第4条)	第1章 総則(第1条-第4条)	
第2章 人事(第5条-第19条)	第2章 人事(第5条-第19条)	
第3章 給与(第20条)	第3章 給与(第20条)	
第4章 服務(第21条-第27条の2)	第4章 服務(第21条-第27条の2)	
第5章 労働時間及び休暇等(第28条-第33条の2)	第5章 労働時間及び休暇等(第28条-第33条の2)	
第6章 研修(第34条)	第6章 研修(第34条)	
第7章 表彰(第35条)	第7章 表彰(第35条)	
第8章 懲戒等(第36条-第40条)	第8章 懲戒等(第36条-第40条)	
第9章 安全及び衛生(第41条-第45条)	第9章 安全及び衛生(第41条-第45条)	
第 10 章 出張(第 46 条・第 47 条)	第10章 出張(第46条・第47条)	
第11章 母性の保護(第48条)	第11章 母性の保護(第48条)	
第 12 章 障害者の雇用と保護(第 49 条)	第12章 障害者の雇用と保護(第49条)	
第 13 章 災害補償(第 50 条・第 51 条)	第 13 章 災害補償(第 50 条・第 51 条)	
第 14 章 退職手当(第 52 条)	第 14 章 退職手当(第 52 条)	
第 15 章 福利厚生(第 53 条)	第 15 章 福利厚生(第 53 条)	
第 16 章 知的所有権(第 54 条)	第16章 知的所有権(第54条)	
第 17 章 苦情処理(第 55 条)	第 17 章 苦情処理(第 55 条)	
第18章 規則の作成及び改廃の手続(第56条)	第18章 規則の作成及び改廃の手続(第56条)	
附則	附則	
- ★-日(1	- → □ □	
本則	本則	

第5章 労働時間及び休暇等

(所定の労働時間を超える労働)

第29条 (略)

(新設)

(年次有給休暇以外の有給休暇)

第32条 学長は、非常勤職員が次の各号の一に該当する場合、年 次有給休暇以外の有給休暇を、当該各号に定める期間付与する ものとする。

(1)~(5) (略)

(6) 忌引休暇 親族が死亡した場合で、非常勤職員(フルタイ ム契約職員で、6月以上の労働契約の期間が定められている 者又は6月以上継続勤務している者をいう。)が葬儀、服喪そ の他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため、勤 務しないことがやむを得ないと認められるとき
東京農工大 学職員の労働時間、休暇等に関する規程(以下「労働時間規 程 という。)第24条第1項第11号に定める期間

(7) (略)

2~4 (略)

(年次有給休暇以外の無給休暇)

第33条 学長は、非常勤職員が次の各号の一に該当する場合、年 第33条 学長は、非常勤職員が次の各号の一に該当する場合、年 次有給休暇以外の無給休暇を当該各号に定める期間、付与する

第5章 労働時間及び休暇等

(所定の労働時間を超える労働)

第29条 (略)

2 子(国立大学法人東京農工大学育児休業・介護休業等規程(以 下「育児・介護休業等規程」という。) 第2条において子に含 まれる者を含む。第33条第1項第10号を除き、以下同じ。) の養育又は家族の介護を行う非常勤職員に係る所定労働時間以 外の勤務については、東京農工大学職員の労働時間、休暇等に 関する規程(以下「労働時間規程」という。)を準用する。

(年次有給休暇以外の有給休暇)

第32条 学長は、非常勤職員が次の各号の一に該当する場合、年 次有給休暇以外の有給休暇を、当該各号に定める期間付与する ものとする。

 $(1)\sim(5)$ (略)

(6) 忌引休暇 親族が死亡した場合で、非常勤職員(フルタイ ム契約職員で、6月以上の労働契約の期間が定められている 者又は6月以上継続勤務している者をいう。)が葬儀、服喪そ の他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため、勤 務しないことがやむを得ないと認められるとき 労働時間規 程第24条第1項第11号に定める期間

(7) (略)

2~4 (略)

(年次有給休暇以外の無給休暇)

次有給休暇以外の無給休暇を当該各号に定める期間、付与する

ものとする。

(1)~(6) (略)

(7) ドナー休暇 非常勤職員が<u>骨髄移植のための骨髄液</u>の提供 希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行 い、<u>又は骨髄移植のため</u>配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外 の者に<u>骨髄液を提供する</u>場合で、当該申出又は提供に伴い必 要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認 められるとき 必要と認められる期間

(8) • (9) (略)

(10) 介護休暇 非常勤職員(所定労働日数が週3日以上又は年121日以上で6ヶ月以上継続して勤務している者をいう。)が要介護状態にある配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)、父母、子、配偶者の父母、及び非常勤職員と同居している祖父母、孫、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子の介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において10日の範囲内の期間(日又は時間単位で付与する。)

2~5 (略)

(育児休業、介護休業等)

第33条の2 非常勤職員の育児休業、介護休業等について必要な 事項は、<u>国立大学法人東京農工大学育児休業・介護休業等規程</u> に定める。 ものとする。

(1)~(6) (略)

(7) ドナー休暇 非常勤職員が骨髄移植のための骨髄若しくは 末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者として その登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶 者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄 若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場 合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤 務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認め られる期間

(8) • (9) (略)

(10) 介護休暇 非常勤職員(所定労働日数が週3日以上又は年121日以上で6ヶ月以上継続して勤務している者をいう。)が要介護状態にある配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹、及び非常勤職員と同居している父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子の介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において10日の範囲内の期間(日又は時間単位で付与する。)

2~5 (略)

(育児休業、介護休業等)

第33条の2 非常勤職員の育児休業、介護休業等について必要な 事項は、育児・介護休業等規程に定める。 附 則 (平成29年1月1日規則第9号) この規則は、平成29年1月1日から施行する。